

厚岸町規則第20号

厚岸町幼稚園等給食費助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町幼稚園等給食費助成金交付規則の一部を改正する規則

厚岸町幼稚園等給食費助成金交付規則（令和元年厚岸町規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「3,840円」を「3,920円」に、「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前の給食費助成金については、なお従前の例による。